

◎開会の宣告

(午後4時40分)

○議長(齋藤邦夫君) 当局より、地域創生課長、観光商工課長、教育次長、診療所事務長の欠席届がございました。

それから、10番、山岸議員より欠席の届出がございました。

定足数に達しましたので、ただ今から、平成30年只見町議会10月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長(齋藤邦夫君) 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長(齋藤邦夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、酒井右一君、2番、佐藤孝義君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長(齋藤邦夫君) 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

[町長 菅家三雄君 登壇]

○町長(菅家三雄君) 平成30年10月会議におきまして、行政諸報告を申し上げます。

まず第1点目でございますが、湧水対策本部の解散についてでございます。8月2日に設置をいたしました只見町湧水対策本部は湧水状況が改善されたことから10月15日に解散

をいたしました。

続きまして、全国ブナ林フォーラムについてであります。10月21日、季の郷湯ら里におきまして、全国ブナ林フォーラムを開催いたしました。紙谷智彦新潟大学名誉教授による基調報告、各地の事業報告、パネルディスカッション等を行い、最後に全国ブナ林フォーラム只見宣言及び自然首都・只見2018宣言を提起し、採択をされました。当日の総来場者数は201名であります。また、10月20日、22日には町内各所において観察会を実施いたしました。

続きまして、第56回只見町駅伝競走大会についてであります。10月14日、第56回只見町駅伝競走大会を開催しました。全43チーム314人が健脚を競いました。

以上であります。ご報告を申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採択

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第63号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第63号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

平成30年度只見町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというところであります。

今回は歳出予算の補正であります。

第1条といたしまして、既定の歳出予算の総額63億1,682万3,000円のうち、90万円を科目更生をするということであります。

科目更生の内容は第1表 歳出予算補正によるということでございます。

1ページをご覧をいただきたいと思います。第1表であります。歳出予算補正。議会費に40万円。農林費に50万円。予備費から90万円の減額をもって調整したという概要でご

ございます。

内容の詳細についてご説明を申し上げます。3ページをご覧をいただきたいと思います。事項別明細になりますが、まず款の1、議会費。項も1、議会費。目も1、議会費でございます。今般、報償費として40万円の増額補正をお願いをしております。これにつきましては、交流施設に係る調査特別委員会の調査研究のために講師を招聘をいたしまして、講演・講義をいただくということでの謝礼でございます。今後の交流施設に係る特別委員会の調査のための講師の謝礼の補正をお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、農林水産業費でございます。7目の農地費でございます。委託料として50万をお願いしております。これにつきましては、橋梁設計審査委託料として50万円をお願いするものでございますが、内容につきましては平成29年7月豪雨災害で被災をしました布沢区内の川和久橋であります。これあの、集落が主体になりまして、この復旧に今取り組んでおりますが、速やかに、また三度の災害を避けたいというようなことで、区は場所を変えて橋を架けたいということでございます。それに係る事業費について町に補助金の要望がございました。布沢区では橋梁の受益地、対岸であります。の耕作放棄を避けるために、年内に、降雪前には橋梁工事を完了したいという意向で取り組んでおりまして、早期実施を町に要望しております。町としてはこの災害復旧に起因するこの橋の事業計画でありますので、この内容を受け止めまして、この橋梁に関して専門家にその設計審査を委託をしまして、提案を受けております設計内容を審査確認をするために、今回、委託料として予算をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、款の13、予備費であります。

予備費から90万円の減額をもちましてただ今の科目更生、予算編成をさせていただいております。

以上、よろしくお願をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今提出されて説明されましたけれども、今回の予算、農地費の委託料

だが、これはあの、例規集の8, 310ページの公共事業の補助金交付規則に基づく補助金交付するものであるが、交付するものだと理解します。しかし、認定外道路の橋を事業は100パーセント補助率となっているが、これは集落に補助するものでありますけれども、この規則を作ったのは公共事業補助金交付規則の中で、平成29年の4月21日の規則ができたわけでありまして、この見直しをする考えはないのか・あるのか。先ほど全員協議会の中でも町長に尋ねましたけれども、今回の本予算の中で、補正であります、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 要綱につきましては、29年ではなくて、それ以前に直された認定外の追加の公共事業補助金交付要綱のお話だと思いますが、昨年、その要綱に基づきまして、7月豪雨災害を、その補助金を準拠いたしまして、只見地域は国の激甚災を受けましたので、その災害復旧を町長、認めたということで激甚災扱いをさせていただきました。そういった中であの、昨年からの復旧を続けておりますが、農地災につきましては、まだ集落にお願いしている分も随分ありましたが、ほぼ、整備には向かっておりますが、まだ課題は残っております。そういった整備の中で現在の集落環境、それから公共事業を請け負う建設業者の状況等を踏まえていきますと、あの要綱が今、適切になっているかどうか、ちょっと検討する必要があるというふうに考えているところであります。今後、こういった、昨年の7月の豪雨災害の整理がつき次第、この補助金交付要綱については見直しをしていきたいというふうに現在考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、中野大徳君。

○6番（中野大徳君） 今、課長、これ、50万の説明に、川和久橋っておっしゃいましたけれども、違うべ。これ。川和久橋の、この委託料でいいんですか。だから、ちゃんとしてよ。頼むよ。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 大変失礼いたしました。川和久橋の被災によりまして、今回新たに架けようとする並滝橋の橋梁の設計審査でございます。大変失礼いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 今後、並滝橋について、いろいろ検討が加えられたり、審査が加えられたりすると思うんですが、やはりあの、工事費とか、そうしたものは、そうした結果によって増えるということはあるんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） その設計審査の結果によりましては、その設計の内容に変更も生じる。よって、事業費にも影響するという事は想定できます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 設計審査もですが、現場見ますと、橋架けるだけでなく、向こうの対岸の道路も、やはり付けなければ、実際、使用できないというふうに私は思っていますが、そのあたりも増える可能性はあるんですよね。どうですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 全員協議会でも資料としてお示しをいたしました。集落から橋梁工事費。それから河川占用許可申請に係る図書策定委託料。それから旧木橋撤去費。この3項目で審査をする予定でございます。その審査の中で変更、金額の増減は生じてくるかもしれませんが、工種として、項目としては、この以上の3点でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） その旧木橋の撤去とかでなくて、具体的に、川の向こう側に橋を架けて、橋の取付道路をつけないければ私は使えないと思うんですよ。そうしたことについては、変更で増えるということはないということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） そもそも、そういったことも含めまして、集落がこういった計画をされたというふうに認識しておりますので、それに付随する、これからどんどん事業が増えるようなことにつきましては、町はそういったあの、協議を受けておりませんし、今後、そういったところは現在考えてございません。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 今、そうした心配があるんでないかと思ひまして質問をしたんですが、そうしたことを、増えることはないという答弁でありました。で、今回ですね、先ほども申

し上げたんですが、やはりあの、災害を受けてから今日までの間、やはり途中なかですね、山口土木と協議したら、こうした許可が集落でも出ましたとか、今後、町は集落に補助金を出して、こうしたことを進めたいとか、ついてはこの審査の委託を補正予算であげたいとか、そういった、担当委員会あるいは議会に対する説明が、タイムリーな説明があれば、朝から晩まで、50万でやってる必要は私はなかったと思います。町長、そのあたりは、最高責任者としてどのようにお考えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） この度の事業の内容につきまして、集落のほうからも補助の申請が上がって、10月2日に県の許可が下りた後ですか、それから現在の中で、申請内容について、河川の許可の認識と、若干、町のほうの認識について、手落ちがあったといいますか、認識が甘かった分につきましては深く反省をさせていただきたいと思いますが、これもあの、できるだけ集落に沿った形の対応を若干しすぎたかなという点も無きにしも非ずですので、その点は慎重に今後もやっていかなければならないといいますか、その補助申請書類の適正なる審査については、やはり今後は慎重にやっていきたいと。そして、その経過等についても、議会のほう、必要があれば説明をしながらやっていく必要があるかなというふうに思っております。そういった点では深く反省をさせていただきたいと思います。

○8番（藤田 力君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 時間、延長いたします。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 一つ、町長にお願いしときたいことは、先ほども言いましたけど、今回のやつは、わかりました。ただ、やっぱり、ちゃんと説明のつくやり方でやってくださいよ。これ、災害復旧とか何とかっていうんじゃないで、もう、布沢という部落は非常にあの、あの部落でいろいろ計画されて、地域の活動活発なところがございます。そして、森林の分校もある前でございます。いろいろあの、考えて、おそらくこの橋も使って、そういう地域の活性化を図りたいという願いがあって、あそこにおそらくもってきたんだと思うんですよ。だから、いつまでもその災害復旧の現況とか何とか言わないで、新しい橋を、あその川和久がなくなっちゃったんで、だけど、向こうにも行く橋がなくなっちゃったから、新しい橋を申請して造るんだという位置づけで、ちゃんとしてやっていただきたいのと、あとその橋に関しては、やはりこれはあの、お金出すだけじゃなくて、やはり町が管理して、これはや

っていただかないと、布沢の区民に、そういう能力がある人、いればほら、それはいいんでしょうけど、これは非常にあの、橋桁ですから特殊です。飛びが来ますから、それ、部落に丸投げのような工事させたんでは、俺は関係ない、お金出せば関係ないよというんじゃないくて、やはり、町と、集落と、よくその辺は判断して、面倒看ながら、やることになったら、そういうふうに進めていってもらいたということを担保していただけるでしょうか。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、予算をお願いしてあります調査結果に基づいて、その点も踏まえながら、今後の対応については議会のほうと説明をしながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） せっかくこうやって橋梁の設計審査を委託されます。それであの、私、条例の中で見つけました、只見町町道の構造の技術的基準を定める条例。その第30条に、ちゃんとどういった橋を、橋を架けるにはどういった安全基準があるかというふうな項目も謳ってあります。それで是非、そういったものを守っていただいでですね、26メートル、橋っていいですけど、26メートル55だっけかな、の橋ですから、25メートルプールの縦を横断する橋です。そこに雪も積もります。本当に簡単に考えていただけると困るんですけども。どうも、この金額では、私は安全構造計算上も、金額的にも、無理があるんじゃないかなというふうに考えていますけれども、それはあの、設計をもう一回審査していただいで、その後でまた質問いたしますけれども、そういった時に、結局、ここに書いてあるのが、死荷重、活荷重、風過重、雪過重、地震荷重、その他の当該橋等に左右する過重及びこれらの過重の組み合わせに対して、十分安全なものでなければならないというふうに書いてあります。この基準をちゃんと満たせるような構造の橋であるというふうな形で設計を見直していただきたいというふうに感じておりますので、その辺の考えを確認だけいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） そもそもあの、町道橋を施工する計画ではございませんでして、対岸に渡る農耕者が、また人が渡るために、集落が、集落の都合で設置した橋だというふうに認識しておりまして、それを今回の災害復旧で戻すということが想定されて、その補助事業だというふうに、その適用だというふうなことでありますが、今回、様々な事情があ

って、河川許可を取りながら集落はそのような橋を希望するということでもあります。おそらくあの、鈴木好行議員がおっしゃるような橋の設計、それから、もし、町が関与してのその、例えば設計積算、単価、歩掛、そういったものがそのままいく、適用することになると、たぶんあの、金額的にはとんでもない金額になるのかなというふうには私は思います。またその集落が自らやることによって、有効なその予算の執行というところもこの狙いとしてはありますので、そういったことから話を、いろいろな面で今後、設計審査のほうを進めながら、最低限、安全性に確保した橋梁がどういったものができるか。そういったものを検討していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） おっしゃることはわかりますけれども、安全性が確保されない橋は造るべきではないというのが、当たり前のごさいますけれども、地震の時、雪の時、そういった時に、変形しました、壊れましたでは、本当に困りますので、是非、最低限でも積雪の際の、積雪が乗った状態での地震が起きた場合はどうなるか。その辺のところぐらいはおさえて、やはりこうやって例規集に謳ってあるんだから、それぐらいは最低限守っていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） そのような視点で、審査を結果を踏まえて、また協議させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 一言だけ。ともかく、ここまで今こじれた原因は、先ほどの審議でもありましたように、当局がやっぱりその、集落、地域に、本当に優しく寄り添ってない結果だと思うんです。今の最後の課長の言い方もそうなんだ。それを感じるんです。この経済委員会で22日に同じ文言が出てましたけど、その区の要望により新たに橋を架けることとなり、それに係る事業費について町補助金の要望がありました。他人事のように言わないでください。やはり、町当局、我々が、本当に地域に、住民に寄り添って、その要望を叶えるんだということでやっていかなければだめですよ。今日の審議だって、皆さん、全員が、これをなんとかやりたいという想いでいるんですよ。それでやり方について、本当にこの予算を出していくならば、今後の責任は町にありますよ。それをちゃんと受け止めて、そしてや



っていくんだという言葉が欲しいんです。それを最後に、また、俺は関係ないよなんていう形でやられたんでは、今までの審議が無になってしまいます。もう一度お聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） これは町長からひとつお願いします。

町長。

○町長（菅家三雄君） この橋梁の取り扱いにつきましては、当初、災害という、先ほどらい、補助のあり方について議論をしておりますが、そういった中で集落と町の対応、意見が違うだけで、結果がここへきているということなんですが、一応、ここに至るまで、町の考え方については、集落には説明はしてきているという、私は考えております。ただ、そこに書きものが全てあるわけではありませんので、ここに至っておりますが、ただ、今、皆様方がおっしゃいますような基準でいった場合の橋梁については、例えば町道橋に近いものと、何年もかかりますよということは集落にも伝えてあります。そういった中で集落は、自らが管理するから、ということで、補助、今回の形の申請に移ってきたという経過もあります。ただ、そこに、町が補助金を出す以上、その計画そのものが適正かどうかということだけは町で判断をさせていただくために、今回、調査費を上げさせていただきました。その結果をもって、あと、この後の対応の仕方については、内部協議をしながら議会の皆様方と協議をしながら進めていきたいということで、ここで、こうしますという言い方だけは、どの程度の形、このままで良い場合もありますし、まったく違う形が出てくる場合もありますので、あくまでも結果を待ってから判断をさせていただきたいというふうに考えておりますのでご了解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「確認をしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まずあの、一つは、2番が発言された、二つを担保してくださいよということに対して町長は、検討するではなくて、そうしますという発言と私は受け止めました。そしたら、課長は、いや、それは村の分だという話になって、2番も大変困惑しておりましたので、改めて2番の発言の主旨を町長は理解をされているか・いないか。しているのであれば、2番の発言の主旨について、もう少し突っ込んだ町長からの発言をいただきたい。これ、一つ。

それから、この橋、今、名前が付いたんでしょうけれども、ナミタキですか。ナメタケで

すか。つまり、建設事務所が許可した内容には、農道橋新設と、こう書いてあります。でありますので、さっき2番がおっしゃった災害復旧ではない。どっちにしたって一般財源ですが、この辺の整理をしていただけることが2番の条件のようでした。それから、私聞きたいのは、この並滝橋を渡って、現在、耕作しているから、つまり、それがないと今後、耕作放棄地になるという話ですが、現在、耕作されているその方が何人いらっしゃるのか。その耕作面積が、例えば何が、どのくらいあるのか。今、そこで採れた生産物、耕作放棄地という表現であれば、耕作されているということでしょうから、そこで採れておるもの、産物。それが、何が、どのくらいあるのか。面積はどのくらいあるのか。少なくともそれを聞かないと、1,500万からの支出がこの後に見込まれるわけですから、その支出の方法論については、また詳しくご説明があると、議会とともに検討するという発言もありましたから、ただ、現時点で、その橋を造る前提の50万ですから、その橋が、いわゆるその村にとって、どのような受益を齎しておるのか。農道橋の新設とこう、建設事務所では許可看板に書いてありますから、少なくとも災害復旧ではないようです。ですから、それは2番がおっしゃるとおり。で、私が聞きたいのは、そこは何人、耕作されておって、何が採れて、どこを運搬されてきているのか。その経済的受益がどのくらいあるのか。少なくともこれを聞かないと、なかなか表決ということにならないと思いますが、お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今回あの、計画をされている並滝という地区であります、対岸は並滝という地区と、それから川和久という地区の二つの字名というか、がありまして、両地区合わせまして、水田が約30アールほど、

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） 30アール。3反ですね。約3反弱ですが、それから畑がですね、これ、川和久というところでございますが、約1ヘクタール強の畑地があります。合わせまして1.3強の、ヘクタールの農地がございます。耕作者につきましては、35名ほどおりまして、今年は橋がないというようなことから、約0.5アール、すみません、5アールですね、5反歩ほどのそば転作。それから畑作。長いもとか、そういったものが中心に耕作をされておる状況であります。今はそういったあの、耕作を、不便ではあります、あか道という歩道がありまして、そこを通して、上流の橋から耕作をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、橋の管理等については、先日も集落の方と議論をしましたが、集落が管理するという事は承諾いただいておりますので…

工事管理の件ですか。工事管理につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、施工の段階になる段階で、どのような形がとれるか。そこも併せて検討はしていきたいというふうに、私なりに回答したつもりでしたが、しっかり責任を持ってということが対応できるかどうか、ということは、できるだけそういう方向がもっていけるかどうか、研究はしていきますけども、あくまでも結果を待って、そこも含めて考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第63号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 排水路新設及び改良についてお願いについて

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、陳情第30-4 陳情書 排水路新設及び改良についてお願いを議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会の審査報告を、本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について報告いたします。

（1）審査事件、陳情30-4 陳情書 排水路新設及び改修についてお願い。黒沢区長、酒井敏。（2）審査経過。本事件は、平成30年4月会議において付託を受け、平成30年5月17日、5月31日、6月12日、7月18日、8月10日、8月28日、9月11日、10月22日の委員会で審査した。この間、町当局と共に現地調査も実施をいたしました。

（3）審査結果、不採択。（4）理由。本件は、水害対策として集落内水路の改良を求めるものであります。当委員会では、現場での説明、町当局と県との協議経過等を踏まえ審査をいたしました。要望箇所は2箇所であるが、洪水時の伊南川最高水位や排水口との関係などから、もう少し経過を観察しながら対策を講ずる必要があると判断をした。よって、本陳情は議会陳情審査基準に照らし、不採択とすべきと決定した。

以上。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第30-4は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 刈屋洋子宅一軒屋対策のお願いについて

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、陳情第30-5 陳情書 刈屋洋子宅一軒屋対策のお願いを議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） それでは、本委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について報告をいたします。

（1）審査事件。陳情30-5 陳情書 刈屋洋子宅一軒屋対策のお願い。長浜区長、赤塚保夫。（2）審査経過。本事件は、平成30年4月会議において付託を受け、平成30年5月17日、5月31日、6月12日、7月18日、8月10日、8月28日、9月11日、10月22日の委員会で審査をいたしました。この間、町当局と共に現地調査も実施をいたしました。（3）審査結果、不採択。（4）理由。本件は、冬期孤立住宅の解消のため町道整備による町除雪を求めるものであります。当委員会では、現場の説明、町当局から今後の克雪制度の見直し方針等を聴取し審査をいたしました。私道改良は現行制度の条件に合致せず、今後は、新克雪制度の活用や集落内の支え合いで解決に努力されたく、本陳情は不採択とすべきと決定いたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） ちょっと教えてほしいんですが、理由の中の3行目にあります、新克雪制度の活用ということあるんですが、その前の行にも、町当局から今後の克雪制度の見直し方針等を聴取したということあるんですが、新しい消雪制度というものが、具体的にどういった制度があって、そうした説明を受けたのか教えてほしいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） これは、今ここに明記は、ちょっと、文書の都合上できませんでしたが、町当局と協議した際、町としても、今後、今現在あります克雪制度。

これを見直しを今図っているところであると。こういう冬期孤立住宅等の、本当に一軒屋等で困っている人がいっぱいいるので、それを何とかしたいということで今検討を加えているということでございますので、今後の町の制度の実施に向けて、当委員会としても一緒になって見守っていきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） ありがとうございます。私もですね、町内、いろんなところへ行きますと、やはり、そうした制度の発足、そして、今、消雪制度をとろうとしましても、補助率、補助が、上限が20万という限定基準がございます。ですから、私、たまたま、消雪やったところ、自分の家ではないですが、やったところが、全部で160万くらいかかりました。ですから、私はあの、町に抜本的な消雪制度の創設をお願いしたいと思いますので、担当委員会でもそうした方向で是非とも努力していただきたい。そのように思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 今、藤田委員から言われたようなことも、我々も委員会として把握しております。それで、当局のほうもそれを把握しておりまして、今後の新制度の中でそれを反映していきたいという回答を得ましたので、それに期待しているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第30-5は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎下川原排水溝拡幅等に関する陳情書

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、陳情第30-7 下川原排水溝拡幅等に関する陳情書を議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

大塚委員長。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 本委員会に付託されました案件について報告をいたします。

審査事件。陳情30-7 下川原排水溝拡幅等に関する陳情書。亀岡区長、齋藤修一。（2）審査経過。本事件は、平成30年6月会議において付託を受け、平成30年6月12日、7月18日、8月10日、8月28日、9月11日、10月22日の委員会で審査した。この間、町当局と共に現地調査を実施いたしました。（3）審査結果、一部採択。（4）理由。本件は、水害対策として集落内水路の改良を求めるものであります。当委員会では、現場説明、町当局の調査結果等を基に審査をいたしました。要望内容は、①下川原排水溝の拡幅と②堤防沿い排水路の排水地点の改良であります。①については、もう少し経過を観察しながら対策を講ずる必要がありますが、②については、伊南川水門の有効な管理と合わせ、一部改良を行うことにより、上流の公共施設やトマト畑などへの当面の災害未然防止策につながると判断いたしました。よって、本件は、一部採択と決定いたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、一部採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第30-7は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後 5 時 2 6 分）